

皆さまのあたたかい思いを地域の福祉活動に“寄付”というカタチで届けてみませんか



善意銀行



善意銀行はみなさまからお預かりした善意を地域福祉活動の推進(福祉の向上)に役立てています。

●寄付のしくみ



『寄付』とは……？

公共事業または公益福祉などへ無償で金銭・物品を提供することとされています。

Q. どんなものが寄付ができる？

主に、『金銭寄付』・『物品寄付』の2種類です。
紙オムツ等介護用品・お米・図書カード等
*原則、未使用のものに限ります。

Q. 集まった寄付はどこに届く？ (どう使われる？)

高齢・障がい・子ども等の福祉団体や施設・生活困窮世帯など必要とされている方々に届けられます。

●寄付の方法（物品寄付・金銭寄付の2つの方法があります）

物品寄付



フードドライブ*
(区役所や一部スーパーで回収)

生活にお困りの方へ

ひとり親家庭

子ども食堂



地域福祉活動へ

地区社協活動
(子育てサロン・高齢者サロン等)
保育施設
障がい者施設
高齢者施設

寄付金

善意銀行配分事業 など

* 主に家庭で余っている未使用の食べ物を持ち寄り集めて、地域の福祉団体や、フードバンク等へ寄付すること。お家で余っている食品を捨てるのではなく、必要としている人に届けることができるこのシステムだよ。



※物品寄付としてお受けできないものがございます。詳しくは、裏面または南区社協 HPをご確認ください。

●寄付受付

寄付をお考えの方は、お気軽に本会善意銀行担当者までご相談ください。

TEL:045-260-2510 (受付:月~土 9:00~17:00 ※祝除く)



社会福祉法人

横浜市南区社会福祉協議会

本会への寄付を検討される皆様へ

南区社会福祉協議会では、福祉の現場で利用可能な物品の寄付相談を受け付けています。本会への寄付をご検討いただくにあたり、以下の内容を必ずご確認ください。

- ◆原則として、市内の福祉施設や福祉活動団体を中心に配分します。
なお、希望者がない場合は、物品のご寄付をお引受けできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆本会での調整が難しい場合、他機関をご紹介することもあります。
※寄付先への配送料は、原則ご負担いただきます。
※寄付先を調整するうえで、物品の写真をお願いする場合があります。



物品寄付として受付ができないもの

- ◇中古物品で安全性が保障できないもの
 - ◇保証書、取扱説明書等がない物(チャイルドシート、車いす、ベッド等)
 - ◇カスタムオーダーメイドなど、特定の障害や個人に合わせた福祉用具等(車いす、補装具、介護用品等)
 - ◇人が直接着用するもので、使用済みの物(肌着・衣類等)
 - ◇衛生用品で、外装が開封後の物(生理用ナプキン、紙おむつ等)
 - ◇アレルギー等の問題により、福祉現場での活用が困難な物
(マスコット・人形類、布製品)
 - ◇季節の品で、使用頻度が低い物
(ひな人形、五月人形、クリスマスツリー等)
 - ◇布マスク
- ※事前のご相談なくご郵送いただいたものに関しては、廃棄させていただきますので、あらかじめご了承ください。